

## 第 6 回千代田区特別職報酬等審議会議事録

日 時：平成27年 5 月13日（水）午後 2 時～

場 所：千代田区役所

出席者：（委 員）11名（定数12名、欠席：平委員）

（説明者）

（事務局）政策経営部長、総務課長

発言者	発言内容
武藤会長	<p>皆様、こんにちは。本日は御多忙のところ、出席を賜りましてまことにありがとうございます。</p> <p>ただいまから、第 6 回「特別職報酬等審議会」を開催いたします。</p> <p>本日は、平委員が所用のため欠席でございます。</p> <p>初めに、前回会議の会議録をお手元にお配りしております。皆様に御確認をいただき、訂正等がございましたら、5 月29日までに事務局に御連絡ください。</p> <p>なお、録音機器の不調で一部音声の録音ができない部分がありましたので、その部分は「録音不能」と記載しております。御了承ください。</p> <p>本日の審議に入る前に、新たに審議会の委員の委嘱につきまして、総務課長よりお願いいたします。</p>
総務課長	<p>皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>前回、先月の審議会のときに、条令改正、制度改正の中身につきまして、私どもから御説明させていただきました。そのときに、条例上の皆様方委員の人数を「10人以内」から「12人以内」へと、お 2 人定員を拡大させていただきました。1 つには、教育長が特別職になるという関係で、教育行政に精通された方というようなことでお話をさせていただいたところでございます。このたび、私どもで検討させていただきまして、新たにお 2 人の方に加わっていただきたいと思いますところでございます。</p> <p>お 1 人の方は、堀口雅子様といたしまして、平成14年から 8 年間、千代田区の教育委員会の委員として御在籍された方でございます。また、平成15年から現在まで、千代田区の社会福祉協議会の理事をされておられます。婦人科のお医者様でもあられますが、本日は、急をお願いをした関係で、ちょっとほかのスケジュールと重なっておりますので、それが調整できたらお越しいただけるというお話を頂戴しております。途中でもし御参加いただけるようであれば、また御紹介させていただきたいと思っております。</p> <p>もう一方、中村恒雄委員でございます。本日お越しいただいております。昭和50年から、つい先月まで千代田区議会議員として10期40年にわたり御奉職をされた方でございます。</p> <p>本日でもう第 6 回の会議になりますけれども、この審議会の中でも再三にわたりまして委員の皆様方から、区議会の活動、区議会議員の職というものはどういうものなのかということについて、いろいろと御意見をいただいております。どうかしてお話をいただける方をという委員の皆様方からの御要望もかなりありました関係で、このたびお願いした次第でございます。</p>
中村委員	<p>中村委員、一言よろしいでしょうか。</p> <p>中村恒雄と申します。つい 4 月まで区議会議員の仕事をさせていただきました。無所属の議員ということで、かなり自由に動かさせていただきましたけれども、その経験がこの審議会でお役に立てればと思っております。</p>

総務課長	<p>で、ひとつよろしく願いいたします。</p> <p>新たな委員でございますけれども、正式には、区長、石川雅己から委嘱状の交付ということなのですからけれども、大変申しわけございません、石川区長ですが、本日、区長会のためにちょっと外出しておりますので、かわりまして政策経営部長から、形式的で大変恐縮でございますが、委嘱状を。</p>
政策経営部長	<p>委嘱状。中村恒雄殿。</p> <p>千代田区特別職報酬等審議会委員を委嘱します。</p> <p>平成27年5月13日。千代田区長 石川雅己。</p>
中村委員 武藤会長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>中村委員、これからよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、本日の審議に入りたいと思います。</p>
総務課長	<p>初めに、本日の追加資料について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、お手元に御用意させていただきました資料の御説明をさせていただきます。少し簡単に説明させていただきたいと存じます。</p> <p>資料は1番から10番まで右肩のところに資料番号を付してございます。</p> <p>まず、資料1でございます。前回の審議会のときに幾つか資料を御要望いただきましたので、それを踏まえまして御用意させていただいたところでございます。</p> <p>まず、資料1、A4の紙1枚でございます。「平成26年度における区長の勤務状況」の資料でございます。これは、以前の審議会の中でも「平成25年度における区長の勤務状況」ということで同様の資料をお配りさせていただいたところでございます。その平成26年度版ということで、新たなものということで御了解いただければと思っております。</p> <p>簡単におさらいをいたしますと、1、2、3、4とございます。1番目が1週間の勤務状況について、これは、毎日、月曜日から金曜日まで私どもと同様に出勤をしているということでございます。よく、前回も申し上げたのですけれども、都道府県知事あるいは市町村長というのは、毎日勤務していないというような報道がされていたり、いなかったりというようなことでございましたので、現区長につきましては、こういう状況ですよということを念のために申し上げているところでございます。</p> <p>2番目、平日5時以降の勤務状況についてということでございます。通常、私ども職員は8時半から5時15分までということになっておりますけれども、その5時以降にどういう勤務実態があるのかということで、年間を通しまして199回、日数で言いますと245日分の127日、半数ぐらいを平日5時以降も勤務しているという資料でございます。</p> <p>3番目、土日・祝日等の勤務状況でございます。いわゆるお休みの日にどれだけ勤務をしているかということで122回、これも同様に6割弱という状況でございます。</p> <p>休暇の日数が4番目で、年間8日間という状況を御報告させていただきます。</p> <p>資料1でございました。</p> <p>次の資料が資料2でございます。こちらもA4の横、紙1枚の資料でございます。「平成26年度における教育長の勤務状況」ということでございます。前回の会議の中で教育長の勤務実態についてというお話がございましたので、御用意させていただきました。</p> <p>平成26年度、同様に1、2、3とございます。平日の勤務状況について、言わずもがなでございますけれども、月曜日から金曜日までは、当然のことながら出勤した上での話でございます。付してございませんけ</p>

れども、平日勤務状況につきまして313回、こういうような会合に出ていますというものを、教育長として分類、区分けをしております。これが1番目、平日の勤務状況。

2番目、平日5時以降の勤務状況ということで、同様に、5時以降、いわゆる時間外の勤務がどれだけあったか。年間で、年度で12回。

3番目が土日・祝日の勤務、同様にどれだけあったかということで、年間、年度で25回という状況でございます。

それから、ちょっと資料ではございませんけれども、口頭で大変恐縮です。教育長に今までなった方のキャリアというのですか、どういった方が教育長になっていたのかというような御質問がございましたので、ちょっと口頭で恐縮でございますけれども御紹介いたしますと、教育長になっていたのは、今まで、かつて区の職員であった者が教育長になっているということを申し添えさせていただきます。

それから、資料3でございます。A4判の縦型、左肩にホチキスどめをしてございます資料でございます。議長の活動というものはどうなのでしょうかというお話がございました。後ほど御説明いたしますけれども、区議会全体としての活動については、これまでも資料を御提供させていただいたところですが、それに加えて、議長特有のということで言えば、公表されております議長交際費、交際費を使ったものだけということにはなりませんけれども、御参考までに、議長としてこのような御活動をされているということを月ごとに御紹介したところがございます。議長の活動ということで言えば、あくまでもこれは一部であろうと思っておりますけれども、御参考にしていただければと思います。資料3でございました。

それから、資料4でございます。少し厚い冊子になってございます。A4縦で、左にホチキス2カ所どめをしてございます。「千代田区議会活動概要 平成26年版」でございます。以前、この委員会の中で平成25年版の同様の活動概要を御紹介したことがあろうかと思っております。その平成26年版が出ましたので御参考にしていただければと思っております。この中には、正式な委員会あるいは本会議の開催日数、あるいは議決された事項、議題とされた事案等が付されております。資料4でございます。

ただし、後ほどお話があるかもしれませんが、この委員会の開催回数等につきましては、その年々によりまして大分変動するというものがございます。これは正式な委員会あるいは本会議の開催日数等を記した資料でございますけれども、このほかに、区議会といたしましては、ほかの活動もしているということで御紹介したいと思っております。

それが次の資料でございまして、「ちよだ区議会だより」を次につけさせていただいております。これは、平成22年9月20日に発行されたものでございますけれども、例えばこのときに「区民集会を開催します」と1面で書いてあろうかと思っております。区民集会というのは、千代田区議会、それから千代田区連合町会、かなり長い歴史はありますけれども、その中で、連合町会長の皆さんと区議会とが一緒になって区政の課題を議論していこうということで、これまでさまざまな取り組みをしてきているところがございます。

この年度につきましては、シンポジウム、江戸城ウォーク、千代田の史跡ツアーといったことに取り組んでおります。そのときの資料をつけております。冊子版になっておりますけれども、小さい冊子で「みんなで考えよう！千代田の魅力 区民集会」、それから、「歩いて知ろう！江戸城ウォーク」、冊子をあわせて御紹介させていただいております。おめくりいただきますと、区民集会、それから区民集会運営協議会、そ

<p>武藤会長</p> <p>番委員</p>	<p>して、このときのシンポジウムあるいはバスツアー、江戸城ウォークの中身、そういったものを、こういうこともやられている、区議会と連合町会長さんとあわせて御努力されているということを御紹介させていただきます。</p> <p>続きまして、資料8でございます。政務活動費について基本的なところをとということでございましたので、一番わかりやすいもの、条例を御紹介させていただきたいと思っております。「千代田区議会政務活動費の交付に関する条例」という資料、A4縦で左肩にホチキス1カ所どめの資料でございます。資料8でございます。政務活動費でございますけれども、1/5ページ、第3条に会派に対する政務活動費ということで、「当該会派の所属議員数に月額15万円を乗じて得た額を各会計年度の四半期ごとに交付する。」と定められております。</p> <p>おめくりいただきまして2/5ページ、左側のページ、第5条でございます。こういったものに使われているのかということで定めがございます。政務活動費を充てることができる経費の範囲ということで、第5条に「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。」ということになってございまして、具体的には、おめくりいただきまして4/5ページ、5/5ページにそれぞれ人件費から他の項目に属さない経費ということまで使途内容が定められているところでございます。</p> <p>実際にどれだけ交付されているのでしょうか、公表されている資料というお申し出がございましたので、御用意させていただきましたのが次の資料9でございます。A4横判で左肩にホチキスどめ1カ所している「政務活動費使途明細報告書」という資料、資料9でございます。先ほど条例上ありましたとおり、会派ごとに政務活動費を支給しておりまして、それぞれ、ちょっと小さな字で恐縮でございますが、右肩のところに会派名を書いてございます。1枚目は自由民主党議員団、2枚目は新しい千代田、こういった形で会派ごとに収支を報告しているところでございます。</p> <p>その支出の欄は、先ほど条例上の定めがありましてとおり、人件費からその他経費まで、条例上定められた経費区分に従って御報告されているという中身でございます。</p> <p>そして、最後の資料でございます。資料10、A3判横の紙1枚で、両面刷りのものでございます。毎回大変恐縮ですが、私どもから御提供させていただきます資料が多うございますので、いつ、どんな資料だったかという、どんな議論をしたのかというのがまたわかりにくいということで、これまでどういう資料が出されて、主にどんな御審議がなされたかというのをまとめていただきたいというお申し出がございましたので、出させていただいたものでございます。第1回、平成25年12月17日から、前回3月17日に開催させていただいたものまで5回分、資料の項目と、それから主な審議内容とにつきまして、簡単ではございますが、まとめさせていただいたものでございます。御参考にしていただければ幸いに存じます。</p> <p>簡単でございますが、資料の御説明でございます。会長、よろしくお願いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの資料の御説明についての御質問、御意見ございますでしょうか。資料でわかりづらいところとかですね。番委員、どうぞ。</p> <p>資料番号で言いますと資料5から7、区議会だよりに区民集会とか、</p>
------------------------	--

総務課長	<p>それから、江戸城ウォークということですが、これは平成22年、今から5年前ということ、こういう活動は非常に珍しいというか、割と近年でも変わった活動ということでこの資料が出てきたということでしょうか。資料としてはかなり古いかなど。初め、最近のものかと思ってちょっと見せていただいたら、中身がちょっと、あれっと思って日にちを見ましたらそういうことだったのですが、どうでしょうか。</p>
武藤会長 番委員 総務課長	<p>今回、御紹介差し上げましたのは、たまたまこの年度に少し大々的にやりましたこともありまして御紹介させていただきましたが、区民集会につきましては、実は毎年開催してございます。昨年度、平成26年度につきましても、シンポジウム、講演会等をさせていただいているところでございます。</p>
武藤会長 番委員 総務課長	<p>申しわけございません、きょうは御用意していないのですけれども、よろしければ、また次回にでも。</p>
番委員 総務課長	<p>資料がなかったということですか。</p>
武藤会長 藤原委員	<p>そういうことではなくて。</p> <p>いや、資料はございます。</p> <p>そうですか。</p> <p>では、区民集会というのは、常にやっているということ。</p> <p>そうですね、大体毎年、最近はずっと、ここ毎年行われているところでございます。</p> <p>わかりました。ありがとうございます。</p>
総務課長 藤原委員 総務課長 藤原委員 総務課長 藤原委員 総務課長 武藤会長	<p>資料で言いますと、資料4の冊子の中に、そこも含めて今までの全部の、102ページに「区民集会」という記述がございまして、平成26年度の区民集会については、102ページに防災をテーマといたしまして行いましたという記載がございましてけれども、過去の経過で言いますと、103ページ以降にいろいろ書いてございます。昔は、固定資産税、相続税の大幅減税を求めるといようなことで、かなり大々的にやったときもありました。</p> <p>ほかに。藤原委員、どうぞ。</p> <p>資料2で、先ほど教育長の前職は区の職員であったとおっしゃいましたが、全員一般職ですか、それとも、教育職ということではないのですか。一般事務職。</p> <p>さようでございます。</p> <p>そうですか。全員。</p> <p>今まで、そうですね。</p> <p>わかりました。どうもありがとうございます。</p> <p>教育委員さんという形。</p> <p>教育委員は別です。教育長さんのことを伺っています。</p> <p>教育長としては、さようでございます。</p>
総務課長	<p>同じく資料2ですが、1のところに、平日の勤務状況の中に回数として313回という数字が入っているのですが、これは313日ということではありませんね。</p> <p>回数でございます。年間通して、平日でございますので、私どもと同様に月曜日から金曜日まで、お正月等を除きますと年間の勤務日数がおよそ200日程度でございますので、313日行ってしまいますと、本当に休みなく働くこととなりますので、申しわけございません、これは回数で少し整理させていただきました。ですので、日ということになりますと、1日の中で教育委員会の定例会と、それから区の主催の会議とが重なったりしているというようにごらんいただければありがたいと思っております。</p>
武藤会長	<p>はい。</p> <p>内容についてはよろしいでしょうか。ざっと説明を受けただけですので</p>

で、中身を見ていくと、またわからない点が多々あるかもしれませんがけれども、それはまた、そのときに御質問いただけたらと思います。

それでは、本日の審議に入っていきたいと思います。

前回、4月1日付で一部改正、施行された当審議会の設置条例である千代田区特別職報酬等審議会条例について、改正内容と諮問内容の拡大について確認をいたしました。

本日は、先般、事務局から説明がありました資料も参考に、今までの審議内容を確認しながら、新たな諮問内容であります教育長の報酬や政務活動費等の議員活動に係る経費等についても議論を行いたいと思います。皆さんに御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。教育長が加わったということ、それから、議会に関しても、政務活動費も含めて議論してほしいということになったわけではありますが。

きょうは、堀口委員が会議が重なってしまったということで出席していただけていないのですが、教育委員の経験者であるということから、教育長の活動も身近に接して、そういう御経験から、どのように考えるべきかということの御意見がいただけるのではないかと思うのですが、きょうはまだ御出席になっていませんので、また、来たらお尋ねすることにしたと思います。新たに中村委員が、40年の議員経験ということですから、これは本当に頭が下がる思いでございますけれども、その中から、少しこの報酬というものについてどのように考えるかというような御意見をいただけたらと思うのですが。事前をお願いしているわけでもありませんので、委員として、今度はどうすべきかを考える立場になられたということですので、40年の経験を踏まえて何か御意見があればと思うのですが、いかがでしょうか。

恐縮です。報酬はいただく立場から、今度は報酬を幾らに、あるいはどういう形態にしたらいいかという形で考えさせていただく立場になりましたら、確かにちょっと感じが、考え方が変わってくるなど自分でも認識いたしました。

ぜひ、釈迦に説法ということでお叱りを受けるかもしれませんが、まず、議会の役割について改めて1回、再認識していただければありがたいと思っております。これは、法律云々というよりも、仕組みとしてどうなのかということで、私がこれまでの経験から認識しておりましたのは、1つは、申し上げるまでもありませんが、議会は地方自治の一機関だよと、そういう位置づけにありまして、その役割が、行政運営のチェックをしますよ、これが議会の役割の一つとしてありますよと。

2つ目には、住民の立場からということですが、メッセンジャーではありませんけれども、政策提案をするという仕事がありますよと。これはもう通常知られている話だと思いますが、その背景には、やはり区民、住民、有権者という声を持って、行政にその雰囲気やら考え方なりを反映していくとか、あるいは利益等についてどうなのかということ判断させていただくことなのだと思うのですが、もう一つ、いつも議論のときに欠けていることがあります。

ふだんは頭出しをしませんが、どういう表現がいいのかわかりませんが、緊急出動みたいな役割があるのですね。これは、石川区長の場合は、行政のこともよく知っていらっしゃるし、さまざまなアイディアマンということで、いろいろな発想で仕事をされていますから、例えばお金の件で心配することはほとんどありません。でも、自治体によっては、赤字財政に陥るということもありますし、九州のほうでも、住民の意見とほとんど関係ない形で首長がいろいろな行政運営を行って、議会と対立しているとかということなどが起こることがあるわけです。そのとき議会が権能を発揮して、それを修復する、こういう役割があります。これはないほうがいいのですけれども、いざとなった場合に、その

中村委員

権能を発揮させるという役割があるということを認識しておく必要があるのだらうと思います。何にもなくて結構、ちょうどお巡りさんみたいなものではないでしょうか。何も事件がなくて結構ですけれども、いる必要があるということで、存在そのものがとても重要な状況だということが共通認識になれば、後の議論が楽だとは思いますが、これは、私自身も、過去の経験からそのことを認識いたしました。

報酬ですけれども、いろいろな形態があると思いますけれども、ずっと経験している中で感じておりますのは、実はすごく忙しい議員もいれば、ほとんど座っていらっしやって1年間を終える議員もいらっしやいます。個別の名前を挙げるわけにはいきませんが、かなり人によって活動内容が違います。

それから、誰が委員長になるか、誰が議長になるかによって、その年の議会の活動が全く変わります。先ほど資料を提供いただきましたこの時代は、観光とか江戸の歴史とかということに焦点が合わされておりまして、連合町会長の皆さんと協力し合って、区議会がかなりにぎやかに活動した時期です。これは、会議の回数としては一切表面化いたしません。いろいろな打ち合わせをしておりますので、準備をしておりますが、こういう、ほとんど1年の日数を費やす場合もありますけれども、定例会の会議だけに出席されている方ということもあるわけです。

これがどうして同じ報酬額なのだらうなということ、常々疑問に思っておりましたが、整理する論拠がありません。今日まで来ておりますが、どこかでこれは考え直す必要があると申しますか、実態に合わせた報酬額というものを考えてもいいのではないかと思います。先ほど申し上げたように、いるだけで、存在するだけで議会としての意味があるという面もありますので、一概には現時点では言えないのですけれども、検討の余地があるのではないかと申しております。

さて、法的にどうかということもありますけれども、報酬は、生活費ではないということになっております。ただ、実態としては、実は、半数以上の議員は、約半数の議員は、報酬によって生活をしているという実態がございます。つまり別の収入がない。議員は政治献金があるのではないかというお話もありますが、まずこれはありません。これは、国会議員の皆さんの場合には、いろいろな政治活動をされていますし、国費からの支給もありますけれども、区議会議員の場合にはありませんので、それによって生きていると申しますか、仕事もさせていただいているということになりますと、千代田区の区議会議員の場合には、半数は報酬イコール生活費というような実態になっております。したがって、手取り収入の4割が家賃で消える、残りで活動と生活を賄っている。

ちなみに、私の場合で、役職がなければ手取り42～43万円です。家賃が18万円、光熱費を入れますと、こういう計算になりますと、通常は生活ができない。生活費という形で計算いたしますとかなり無理がありますので、それを期末手当というもので補っている。次の選挙も、それで準備をさせていただいているということです。多分、働き盛りの議員の皆さんが、それで生活をしようということになりますと、お子さんもいらっしやいますし、かなりきついかないことになると申します。これは、もしかしたら生活実態に合わせて選択性の報酬があってもいいのかなと。この方にはこの金額、専従の場合には幾ら、収入があれば別と。ただ、これは法律云々というものがございまして、少し研究しなければなりませんけれども、こうしたことも検討に値するのではないかと。

それから、武藤先生もおっしゃっていたと思いますが、議事録を拝見いたしましたら、年俸制と申しますか、歳費ということで、議員も1年

武藤会長

間、これで全てやってくださいよという区民との契約があってもいいのではないか。つまり選挙で当選したらですね。その中で、政務調査費というものも含めて、場合によっては、別物ですけれども、議員活動を保障するという点では考えられるのかなと思いますし、私も、実は過去、議会の中で、政務調査費を廃止して歳費の中で活動できるように検討していただくことができないだろうかという主張をしてきた経過があります。超党派で賛同いただけなかったのが今日まで来ております。

ただ、議会の中には、そうだねという意見もあるということは事実ですし、御存じのとおり、住民訴訟も起きています。そういう中で、改めて政務調査費そのものを、どうなのだろうかということで見直す時期に来ているのかもしれませんが。現時点ではそういう認識でおります。

具体的にどうするかにつきましては、また、皆さんと意見を交わさせていただく中で、私の考えにつきましてはお答え申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。本当は事前に何かお願ひをすべきかと思いますが、申しわけありませんでした。

今回は2名の委員の追加ということで、実態をよくわかっている方に加わっていただいたということですので、堀口委員が来られたら、ぜひとも教育長についての御意見も欲しいなと思います。

今の議員さんの実態というのは、昨年度の段階で、議員さんにアンケートをとろうかというような話がございました。しかしながら、議会のほうもいろいろとお忙しかったようで、対応してもらえず、そこで、では、どうするかというようなことを考えているうちに、この条令改正が行われて新たな体制になったということですので、その議員さんについて、今のところ、考え方としたら、区長さんの特別職報酬があって、その比率の問題でどのくらいなのかということが、これまでその比率が重視されてきたようなところがございます。したがって、その比率が活動と比べてどうなのかという論点もある。

議員さんの中には、活動する人、しない人があるので、そこが一律なのはどうかという論点が今出されたわけですが、これを、活動しない人と活動する人というのは、役所で言えば評価みたいになる。職員の場合は評価になりますから、働かない人は分限処分か何かすることになるのだろうと思うのですが、議員さんの場合には、その、その議員として継続するかどうかというのは、あくまで選挙で選ばれるから、投票する人が、活動しなくても、自分たちの要望をしっかりと押さえてくれていればいいという判断で投票するのかわからないのかわかりませんが、議員さんになるかならないかは、あくまで選挙ですので、そのところを変えるというとなかなか難しいのですが、ただ、考え方として、藤原委員が前から言われているのですが、無償の議員さん、要するにボランティアの議員さんというのがいてもいいのか。そうすると、ボランティアの議員さんと報酬ありの議員さんとの二層制になるのですけれども、これを、同じ議会の中ではまずいから、上院と下院とか、衆議院と参議院ではないですが、二院制にして、ボランティアの議員さんが集まる議会と有償の議員さんの集まる議会の2つに分けて、扱うことは切り分けるような形で二院制をつくるというようなことになると、そこは報酬体系が違って問題はないかなと思うのですが、これは地方自治法を含め、そういうことをやっているところはありませんので、なかなか難しい。考えることしかまだ、いろいろ空想するしかないという状況であります。

そういう意味では、区長さんと議員さんとの関係、それから議長さんとのバランスの問題というのは、何かお気づきになることがございますでしょうか。



中村委員

実は区長と議員の収入と申し上げた、給与と報酬ということになりませんが、これを、全く別物を比較して比率というものを判断するのはとても難しいと思います。もともと別のものですから、これは別に考える必要があるのだらうと思います。特別職の場合は、千代田区に住み暮らす方と、行政のほうの特別職ですね、区長、副区長等と、ここに住んでいらっしゃる方と通う方と、これまたかなり条件が本来は変わるはずなのです。職員に準ずるということであれば、きちんと生活ができるように、仕事ができるように保障しなければなりませんけれども、千代田区で暮らすというのは、多分、家賃ですと、周辺区の8割ぐらい高いのではないのでしょうか。そういうことを基礎にして計算しなければなりません。そこは、特別職、今は区長だけですけれども、では、副区長はどうか、教育長はどうか。今度は特別職ということの位置づけが明記されましたから、これらを含めて検討する必要があると勝手に考えておりますが、議員の場合は、それと違って、実際に活動ができるかどうかということで、お金の面で見れば試算する必要があるのだらうと思います。

藤原先生が以前いらっしゃった報酬審議会に、私が企画総務委員長として当時出席いたしまして、議会の実態を報告させていただいたことがあります。そのときに出された資料について、収入が議員はどのぐらいあって、家賃がどのぐらいかという、ある議員の実例を報告させていただいたことがあります。かなり厳しいねというお話をいただきまして、報酬を値下げしようかという意見もありましたけれども、全体的に、これでは現状維持で行こうよということでも来た経過がありますけれども、これは、簡単な判断というよりも、かなり数字を積み上げていく必要があるのだらうと思います。

全く別物ということだけ申し上げておきたいということと、ついでに、済みません、便乗したような形になりますが、武藤会長のお話の、それから藤原先生がおっしゃっていたフルタイムの議員とボランティアの議員とどうなのかと。これは今の日本の制度ではないと思いますが、あり得るものだと思います。2年半ほど前、これは私個人の活動ですが、ちょうど区議会議員を100名にいたしまして、専従議員は13名にしませんかということで、100名って、全区地域から選ばれた人。その中で少し訓練された人が専従の区議会議員になるというのはいかがでしょうかとということで区民の皆さんに情報提供したのです。区議会報告で。かなりの反応をいただきましてね。「おもしろい」「検討しろ」ということでいただいておりますし、今度の区議会議員選挙でも、夜間、土曜日、議会をやりませんかということで立候補された方がいます。ただ、これは、実際にやってみますと、例えば1年間の議会の開議数が100日だとします。最近は90日となっていますが、100日だといたしまして、1日4時間ぐらい平均の会議をやるというのといたしますと400時間。これを夜、日曜日の会議でやりますと、ほとんど8割ぐらいのボランティアの議員さんが出席しないと議会が構成できない。物理的にこれは無理です。

日本の行政の場合は、とても細かい施策展開をしております。福祉でも何でも至れり尽くせりということ。これが変わらない限りは、ちょっとボランティアだけで議会運営するのは難しいだらうと思います。それが可能であるということと、たくさんの議員が選ばれて、その意見を整理して行政運営に反映させる専従の議員がいるという構造であれば可能かと思いますが、ヨーロッパ、欧米と、そもそも役所のつくりが違いますので、それを抜きにして二層制ということは難しいかな。ただ、検討をする価値は十分あるのだらうと認識しております。

ありがとうございました。

武藤会長

上村委員	<p>ほかの委員の方々いかがでしょうか。上村委員、どうぞ。</p> <p>本当にリアルな生活のお話をしていただけて非常に刺激的だったのですけれども、先ほどのお話の中で、約半数はこの報酬以外の収入はないという、これは何か調査をされたことがあると。ではなくて、見ていてそれぐらいですということでしょうか。</p>
中村委員	<p>仲間うちでいろいろな議論をします。それで、報酬の話が出たり政務調査費の話が出たりいたします。政務調査費については、後ほどまた御報告する機会があればと思いますけれども、その中で、実際に活動ができるだろうかという分析をそれぞれ自主的にやるわけです。あの人は収入がある、仕事を持っている、持っていないとずうっと1人ずつ並べまして、「あっ、半分は仕事を持ってないね」と、こういう実態でござい</p>
上村委員	<p>自分たちで分析をしてこられたということはあるということですね。</p> <p>もう一点、先ほど、大変恐縮ですが、42万円の手取りで18万円家賃と、この家賃は、普通の住宅、普通にお住まいのところでそれぐらいの金額はかかるのが千代田区だと一般的ということですか。</p>
中村委員	<p>そうです。千代田区は、俗に言うアパートとマンションと分けますと、アパートはほとんどありません。それで、購入するマンションは、3LDKで今1億円を超しているという実態でありますので、まちの不動産屋さんでも、ずっと見ていますと、50平米ぐらいで18万円というのが普通でござい</p>
上村委員 武藤会長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>議員さんは住民でなくてはいけないわけですね。そこを外すと、もうちょっと住宅費の安いところから通う議員さんで、こうなってくると、それは住民ではないと。住民登録もできませんからね。ですから、やはり住民でないといけないという、そこはなかなか変えがたいのかなと思うのですけれども。</p> <p>しかし、議員さんの中で住宅を所有される方々も、固定資産税が高かったり相続税が高かったりということもありますので、住宅費に関しては、千代田区に住んでいる人全てが、その住宅費の高さを痛感されているのではないかと思いますね。</p>
番委員	<p>ほかはいかがでしょうか。どうぞ。</p> <p>前回欠席いたしましたので、ちょっとよくわからないのですけれども、この審議会の当初の諮問で、定め方というものが前の報酬審議会に加わって、もう少し幅広い議論をするというようなことになったわけですが、今度、条令改正で教育長さんも対象として含まれるようになったと。やはりその定め方ということについての諮問というのは維持されているということなんでしょうか。つまり、ちょっと到達点が見えないで、ボランティア云々とか、相当なドラスティックなことを延々議論していて、何をどう、どこまでが着地点で、どういうことまで広げるのかというのがなかなか理解できないのですけれども。まして、また教育長さんという新たな対象がふえたということになりますと。</p>
武藤会長	<p>今後の進行といいますか、そこは、会長のお考えでも結構ですが、ちょっとお聞かせいただければありがたいです。</p> <p>はい。まず、諮問事項の定め方については、議員と区長と副区長に教育長が加わって、定め方については同じように諮問になったと。それから、適否についても、同じように教育長を加えるだけということですから、変わっていないと思います。</p> <p>これまで議論してきたことは、区長さんの給与というのは、適否のほうについてはそれほど難しくはなくて、物価水準を考えればいいわけですが、定め方についてはなかなか難しいので、民間の職に求めるということとはなかなか難しい。そうすると、誰を、どの職を基本と考えればい</p>

<p>政策経営部長 武藤会長</p>	<p>いのかというのは、これまでの議論では部長職ではないかと。部長職の平均的な給与の責任の重さとかということから、現在2倍くらいですかね、区長さんというのは部長さんの給与の。2倍はない。</p>
<p>番委員 武藤会長 総務課長</p>	<p>2倍まではないのではないかと思います。 2倍までないですか。 どうやって定めればいいのかということについては、私は、部長さんの年報から、大体2倍というのが、これまではどのくらいだったかというようなことを考えながら、そこから考えていくしかないのではないかと思います。国の場合も、次官の給与の何倍とかですね。1.6倍とか2倍とか、そういう形をとっていますので、それしかないのではないかとはいっています。 したがって、ただ、それは私の個人的な意見ですが、これまで議論してきた中では、そこに集約しておりませんが、そういうことを私のほうから問題を投げかけて、皆さんがどうそこに意見として集約できるかどうかということだと思います。 そして、あとは、区長さんが決まれば、区長さんの責任とあわせて、議長さんがこれまで決めて、そして、議長さんが決まると議員さんも決まっていく。議長さんと議員さんの責任の重さなどから考えて決めていくと。ただ、議員さんの場合には人数が多いので、個々の違いをどう見るか、それから、議員さんの活動そのものをどう見るかというのがなかなかできていませんので、そこは少し、個々の議員さんの違いも含めて、議長さんとの関係、副議長さんとか委員長との関係とか、そういうものはどう考えるのか。そこはある程度比率でしか出せないのではないかとこれまでの議論では考えているということです。しばらくそうした議論を継続すれば、どこかの、大体このあたりですねというような終着点が出てくるかなんかと思っはいるのですけれどもね。</p>
<p>堀口委員 総務課長</p>	<p>はい、わかりました。 では、堀口委員さんがいらっしゃったので、総務課長から。 先ほどちょっと御案内いたしましたけれども、改めて少し御紹介させていただきたいと存じます。 このたび新たに委員としていただく方、堀口雅子様でございます。先ほど御紹介させていただいたとおり、条令改正がございまして、法律改正、制度改正がございまして、教育長も区長、副区長と同様に特別職になりますということで、今回、この審議会の中で給与、報酬を考えていただくということになります。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>では、教育長ってどうなのだろうかということで、実際に平成14年から8年間、教育委員会の委員として御在籍されて、また、平成15年からは千代田区社会福祉協議会の理事をされて、福祉のことにも詳しい、実際に現役の医師でもあるということ、もちろん区民でいらっしゃることから、さまざまなお話をお聞かせいただきたいということでお願いしたところでございます。 堀口雅子様でございます。恐れ入ります、一言よろしいでしょうか。済みません、最初から遅刻して申しわけありませんでした。 では、形式でございますから、先ほどの中村委員と同様に、本来区長が委嘱をすべきところなのですが、ちょっと会議で外へ出ている関係で、政策経営部長から。</p>
<p>堀口委員</p>	<p>委嘱状だけ差し上げさせていただきたいと思います。 委嘱状。堀口雅子殿。 千代田区特別職報酬等審議会委員を委嘱します。 平成27年5月13日。千代田区長 石川雅己。 よろしくお願いたします。 どうもありがとうございます。</p>

武藤会長	<p>新たに教育長が加わったわけで、区長さんと副区長さんと教育長、この、区長さんのどのくらいの仕事、責任のある仕事をされているのかとか、実態はどうなのか、そういう、その前に、これまでの、特別職になる前の給与水準というのはどうなのか、それから、特別職になった場合、この4月からですね。ということは、ほかの区も今審議をしている最中なのかなと思います。他区の状況とかというような資料を次回作成して、提出していただければと思うのですが。</p>
総務課長 武藤会長	<p>承知いたしました。御用意させていただきます。</p>
堀口委員	<p>堀口委員は、そういう意味で、突然お伺いするわけなのですが、教育長の、ここは報酬の定め方を考えるので、最初ですから、ずっとあったものの適否は考える必要はないのですが、教育長の場合はですね。区長の場合は、これまで決まっているものが、それが正しいかどうかということを考えればいいのですが、教育長に関するデータがほとんどありませんので、会議の日数とか、どのくらい活動されているかという資料をきょう出していただいたのですが、そこで、教育長の報酬について何かお考えはありますかと尋ねられても、何か困るのではないかなと思うのですが、でも、いかがでしょうか、何か御意見ございますでしょうか。</p>
堀口委員	<p>私は区民として神田に小さいときからいて、その後、麴町のほうに、全くの区民ですけれども、それで、教育委員などをやっていたけれども、全くそういう目で見えていないから、子供たちのためにどうあるべきかとか、そういうことだけで見えていたから、今そういうふうに言われた段階で、今までのことを振り返ってみて、今のことを見ていくということはやりますけれども、今までどういうふうにそれを思っていたかという目でそんな仕事はしていなかったもので、申しわけないと思いますけれども、お役に立つようにしてみたいと思います。</p>
武藤会長	<p>では、ぜひとも次回の審議会までに、何かそういうお考えをまとめていただけたらと思うのですが。</p>
堀口委員	<p>それでは、皆さんに入れ知恵というか、どんなふうを考えていくかということをお教わって、それから、古くからのお知り合いの方にもまた教わって。とても大変なお仕事をいただいてしまったなと思っております。</p>
武藤会長	<p>よろしくお願いたします。</p>
番委員	<p>では、今後どういうふうを考えていくかということですが、どういたしましょうか。</p> <p>教育長の現在の給与と言っていいのですかね、給与水準、もちろん資料をいただきたいです。それがなくとも全くわからないので、やはりそんな突然、何か物すごく、ただ私たちがゼロから決めるものではないと思いますので。ですから、それと、あとは、どういうお仕事をされて、どのくらいの負担になってということなのかということを知らなければいけないのだと思います。それは、知識として資料をもってお知らせいただきたいと。</p>
堀口委員	<p>あとは、先ほど会長がおっしゃられたように、やはり部長職基準、目に見える基準だとしたら、それはそういう考え方でいいのかなと私自身も思っておりますので、そうであれば、そういうような方向性を持って、そろそろ具体的に検討してもいいかなと思うのですが。</p> <p>結論は、いつまでというような、何かそういうものはあるのでしょうか。答申をいつまでに出すのが望ましいかということがあるならば、ちょっと教えていただいたほうが良いと思います。</p>
総務課長	<p>今回の議論は平成25年12月からやっております。抜本的なところということでございますが、先ほど会長もおっしゃっていただきましたように、額の適否だけだったということですが、額の定め方について御議論いただいておりますので、いついつまでに必ずと</p>

藤原委員

というようなことは、最初の段階では申しわけなかったのですけれども、この間さまざまな議論をいただいて、またこれから、教育長も入りましたので、その資料を次回御提供させていただきますけれども、また御議論いただきまして、そういうことを積み重ねていって、できれば、今、番先生がおっしゃられましたけれども、そろそろ方向性ということで御議論いただけましたならば、ことしぐらいで結論が出ればありがたいと事務局としては思っておるところでございます。ですので、例えば、なかなか時間がないのですけれども、ことしの秋口ぐらいにお考えをまとめていただけるようであれば、事務局としてはありがたいということは思っておりますが。

ちょっといいですか。先ほどから伺っていて思っていたのですけれども、トップの方の役割というか、もう少しリアルな言い方をすればストレスというか使命というか、いろいろなものがあると思うのですけれども、そういうことと、一般の例えば部長職であろうと課長であろうと、感じるストレスはかなり違うと思うのですね。また、違うべきであると思うのです。そのために格差があるのだと思うのですけれども、それで、そういった何かというものをさっきからちょっと考えていたのですけれども、多分、千代田区をどういう区にしていきたいという理念とか方向性とか、大づかみな御自身の、福祉の目的であるとか目標であるとか、何かそういうようなものを示すのが、トップとかリーダーと言われる人の役割であって、実際、日常に起こってくる煩瑣な仕事というのは全部、行政のそれぞれのセクションの方が支えていると思うのですよ。だから、そんなものの量が幾ら積み上がってたくさんありますよと言ったって、報酬とは一応関係ないと切り離して考えていいと私は思うのですけれどもね。そのためにたくさんスタッフがいらっしゃる。

だから、そういう目に見えない役割とかストレスとか、もうちょっと美しい言葉で言えば、理念とか使命感ですね、そういうようなものに対する報酬とはどうあるべきかという極めて抽象的な答えを我々は求められているのではないかと考えて、それで、目の前に元区議の方がおいでになりますので伺いたいのですが、区議さんたちが今まで政務活動費であるとか年棒をいろいろおもらいになっていらっしゃる方々の中で、そういう使命感みたいなものを常に念頭に置いて、これは妥当な金額だと思っいらっしゃるのか、あるいは割のいい職業だと思っいらっしゃるのか、そこいら辺は、ざっくりらんにおっしゃっていかげなものでしょうかというのを私ちょっと伺いたかったのですけれども、どうでしょうか。

こんなことは、昔からね、人はよく下世話な話では言っておりますし、哲学者とか社会学者のマックス・ウェーバーも職業としての政治などということは言っているわけですから、そういうことはリアルにあり得ると私は思いますけれども、どうでしょうか。

よろしいですか。本当に人によってみんな違います。理念も思いも違うと思えます。議員になりましたけれども、会議が嫌いだという方もいらっしゃるようですし、「なるべく早く会議終わろうね」という声上がる、悪い人ではないのですよ、なのですけれども、そういうふうに、効率性というものを求めていらっしゃるのかもしれない、そういう方もいらっしゃるようですし、調査研究を一生懸命やる方もいらっしゃるようです、25人おります全員が、タイプが違うというのが実態です。

これは、選挙で何を言うかということと実態は全く違いますので、選挙での公約というのは余り当てにならないということと御批判いただきますが、実際にはなかなかそのとおりできないということのストレスはあるかもしれません。

議員活動は、形式と実態というものがあまして、形式的なものだけ

中村委員

	<p>ごらんいただいて判断すると、どうもおかしな方向になってしまうのですが、ちょっとずれまして済みません、先ほど政務調査費のお話をいただきましたけれども、政務調査費というのは、便宜的につくられているグループの会派に対して提供されているお金なのですが、実態は、会派の構成員がかなりの部分を活用しているものです。本当は、会派としてはいろいろな宣伝物とか広聴といいますか、区民の皆さんのいろいろな相談を受けてということなのですが、会派全体でというよりも、どちらかという、議員個人の政務調査費に近い形で活用されているところもありますし、それから、主として宣伝活動、PR活動に力を入れた費用として使用されている方もいらっしゃいます。これも、議員によって大分思いが違いますので、使い方も相当違うということなのです。</p> <p>これはどうなのかということも含めて検討しませんと、報酬というのは、議員個人に支払われるお金ですね。ところが、政務調査費は会派に対して支払われる、全く別物なのです。それをイコールで考えてしまうと話がおかしくなりますので、政務調査費は、実態はこうだけれども、本来はこうだよということと、報酬と同じ1個の土俵にのせて考える場合の手順が1つ必要な気がいたします。</p> <p>そのことと、先生がおっしゃったような思いというのは、何々議員は、こんなふうに強い思いがありますよとか理念がありますよというのは、ちょっと表現しづらいのですが、相当差があります。熱心にほとんど1年間の土日を含めて議会活動あるいは地域の活動がありますので、ここに対応している議員もいらっしゃいます。比率で2割ぐらいはそういう方ではないかと思えます。2割の方は、ほとんどの時間を費やされているのではないのでしょうか。ちょっと勘ですから、根拠は余りありませんけれども、あの方とこの方はそうだよという感じではあります。</p> <p>藤原委員が尋ねられたのは、議員さんの報酬、今は月額で62万3,000円ですか、この金額が仕事に見合ったものかどうか、議員をされた経験から見てどうなのだろうかという御質問だったかと思うのですが。そうですね。</p>
武藤会長	<p>はい。冒頭に申し上げましたように、議員によって活動状況が違いますので、一概に合っているかどうかという、私はどうだろうという御質問をいただきますと、正直申し上げましてとても不満です。報酬以上の仕事をしているつもりで自分ではおります。ただ、周囲の方がそう判断いただけるかどうかは別なのですけれども。これも人によって、収入の多い方は税金対応でしかありませんので、十分かもしれません。</p>
中村委員	<p>したがって、アンケートをして、議員さん皆さんから、皆さんの報酬というのはどのように考えておられますかなどというようなことを聞いたかったというのが、アンケートの本音なのですけれども。</p>
武藤会長	<p>多分アンケートについては、内容によってはお答えできると思うのですが、今申し上げたように、すごく置かれた状況が違いますので、アンケートの質問内容によると思えます。そうしますと現状を把握できませんので、ちょっと面倒くさい言い方で済みません、余計なことを申し上げますと、実は、議長、副議長がいますね。普通の議員より多く手当がついています。委員長、副委員長も手当がついています。ところが、実態としては、議長と副議長がいろいろ相談しながら議会運営をやっていますし、委員長と副委員長は、相談しなから委員会の運営をやっておりますが、制度的には、議長なり委員長に事故がない限り、副議長と副委員長というのは、ただの委員なのです。形式的には何も仕事がないのです。それなのに何で手当がついているのかという矛盾もあるのです。委員長を代行するときならばわかるよと。何にもしなくても予備的にそういう手当がつくのかという理屈も、実は立ちづらい状況にあります。そういうことを議員の皆さんが全部承知されているかどうかというのは</p>

	<p>別にしても、承知した上でアンケートをとっていただくと、現状を把握できるかと思います。</p> <p>実は、先生のお話の年報とか歳費という、トータルで幾ら活動費が保障されているのか、政務調査費も含めてということでありまして、何とかやっつけていける状況ではあります。</p> <p>議員は、この10年間ぐらいで多分200万円弱収入が減っているのではないのでしょうか。昔は、スライド制と言いまして、職員の給料が上がると議員の給料も自動的に上がっていったのです。ですから、何もしなくても自動的に上がっていった。これで行きますと、バブルのときなどは議員の報酬が物すごい金額になってしまうのです。職員の給料がアップしますと、比率でアップしていきますから、金額的に大きくなりますので、これはちょっと厳しいねということで、スライド制をストップさせた経過があります。</p> <p>それから、上がるときには上がりませんが、下げるときには議員の報酬を下げているのです。逆のスライド、これもスライド制と言うのでしょうか。そういうことで、あれやこれやということで、多分この10年間ぐらいで百数十万円の事実上の収入減になっているのだと思いますが、でも何とかやっつけていけるという実態にありますので、それで生きているのではないかというお話をいただければ、まあ、何とか生きていますという話になります。</p>
武藤会長	<p>政務調査費が入ったのは、たしか10年ぐらい前ですね。15年ぐらいか、20年ぐらいか。</p>
中村委員	<p>いや、政務調査費は、法的な裏づけはそうだったような気がしますけれども、以前は5万円ずつ、政務活動費だったかな。</p>
武藤会長	<p>今は政務活動費という名称ですが、かつては政務調査費だったかと思えます。</p>
中村委員	<p>そうです。法律が変わりまして、活動費になりました。これについてはいろいろな議論がありまして、第2報酬だとかなんとかという議論もありますけれども。</p>
武藤会長	<p>何か下がったと言うから、その下がったときの補填部分として政務調査費が入ってきたというわけではないわけですね。</p>
中村委員	<p>はい、それは別物になっております。百数十万円下がっているだろうというのは、トータルとして減っていますねということ。これは、費用弁償等々も廃止していますので、そうなっているということです。</p>
武藤会長	<p>この議論は、年俸制にするというのは、適否とか、それから定め方とは別に、わかりやすく区民に伝えるという意味から、今、条例は月額報酬だけで議論しているのです。ところが、期末手当とか、あるいは政務活動費もそうですが、あるいは退職金も含めて、見えないところについているものがあるから、それを全部ひっくるめて、4年間で、通常の場合、4年間の任期で、それを4で割れば年棒が出ますから、それをわかるようにしたらどうかという意味ですので、ちょっとその定め方と適否とは別の議論ということになります。年俸制にするかどうかというのはですね。</p>
中村委員	<p>それをわかりやすくするということも、この条例の趣旨ではありますから、そこも答申の中にも含められるか、それとも意見として述べるかという、そこはまた、事務局と相談して答申をつくっていかなくてはいけないと思いますが。</p>
	<p>済みません、先ほど繰り返し申し上げておるつもりでいますけれども、議員の活動が保障されるために幾ら必要かということだと思うのです。先生がおっしゃるように、全体が見えるようにと、議員は退職金がありませんけれども、給料の遅れと言われているものが、後で支払われるのが年度末手当、期末手当だと言われているんですが、給料ではないの</p>

武藤会長	<p>に、何で議員に期末手当、俗に言うボーナスが払われるのかということも含めてトータルでやっていかないと見えないわけですよ。個別に、今申し上げたように、ボーナスは給料の遅配ではないよねということ、だからおかしいではないかという、そこだけで議論したら、部分的に議論したら全体が見えなくなりますから、先生のおっしゃる見えやすいということと、実際どういう構成で、1年間にどういう金額にしたら議員活動が保障できるかということは不可分だと思うのですが。</p>
中村委員	<p>なるほどね。私も重要な論点だとは思っております。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。次回以降、何を議論すべきかということについて、どんな資料が必要かというようなことも含めて、特に、中村委員は、議員さんについてはよくおわかりになっているという、そこも重要ですが、区長さんが、議員さんと、あるいは議長さんと比べて、千代田区の中で一番高いわけですけれども、その金額はどう考えるべきかというのを、議員さんと比べてですね。25人の議員さんと、それから1人の区長さん。でも、部長さんも多くて、組織は別としても、そういう区長さんとの報酬を見た場合、やはり議員はもっと上げるべきだ、あるいは下げるべきだという、そんな意見が、先ほどの議論から言えば、議員さんはもっと上げるべきだと。個人的には上げたほうがいいのではということですね。ただ、ほかの議員さんもいろいろあるから、そこは保留ということだったと思いますが、区長さんを見たらどうかというようなこと、あるいは副区長はどうか。</p> <p>それから、私は、やはり部長さんの給与と比べて、議員さんって同じくらいですかね。どうでしょうか。</p> <p>以前は、私の認識では、議員の報酬というのは、部長クラスの給料と同じでずっと来たはずなのです。実態としてです。現在は、古参の課長と同じクラスになっています。それで、議長の報酬は、実態としては副区長の、昔で言う助役の報酬に合わせた。副議長は教育長、当時は収入役だったかな、収入役の給料に合わせているという、良し悪しは別として、実態としてはそういう流れできました。現在はちょっと切り離されつつあります。</p> <p>それで、この幹部公務員の給与に関する有識者懇談会の報告書にも触れられておりますけれども、報酬なり給料は社会的地位をあらわすものだということであれば、千代田区長は区民を代表する、千代田区を代表する立場ですから、当然、収入は多くてしかるべきだろうという考えができますと思います。それは、単純に議員と比較するのは、先ほど申し上げたように、全然違うものですから、無理があるかと思います。</p> <p>現在は、実際どうなのかという話を本人に聞いて、先ほどのアンケートではありませんけれども、聞いてみないとわからないという、生の声が把握できないとは思いますが、区長に給料どうなのかとお尋ねすれば、別に今のままでいいよという反応になってしまう。</p>
武藤会長	<p>まあ、それはなかなか発言しづらい質問だと思いますね。</p>
塚本委員	<p>いかがでしょうか、こんな資料をとか。</p> <p>積み重ねた資料の結果は、私、それは努力した結果がいろいろ出ていると思うのですが、現実を見ると、千代田区は、区民の福祉あるいは全てのことを協議するわけですが、人口問題をどう考えていらっしゃるのか。3万人から大分、5万人ぐらいまでふえている、その差でなくて、居住する登録が千代田区でないというだけで住民の中に含めていないとすれば、このごろは非常に災害がふえていますので、昼間の大手の会社員、大手町の人たちを含めて、あの方たちに対するいろいろな目線でケアをしなければならない義務があると思うのです。これは多分、東京都から住人の人口比例で予算が戻ってくるように私は聞いておりますけれども、そうすると、昼間は80万人ぐらいいるわけですね。この方たち</p>



武藤会長  
政策経営部長

も千代田区民として、夜いないから、あるいは夜中1時、2時まで仕事をすると、ほとんど千代田区民みたいなものですね。これに対する区長の責任を千代田区はどう考えていらっしゃるのか、私はいつもそのところは、災害が起きると、関連の会社がケアをしろと、それだけでは済まないような事件が、これからいろいろ災害が起きます。そうすると、その事務局はもちろん膨大になるでしょうし、区長も、人口5万人、正確には私知りませんが、5万人の区長として見るか100万人近い区民の区長として見るかによって、今までのあれも、どこの区が何人だからという話をしていらした経過を覚えているものですから、これからどういうふうに事務局として対処なさるのか、非常に私ははっきりしない。何を住民として捉えているのか、そこが根本的にわからないと義務から何から違うので。

ちょっと私の話は、今までの結果をひっくり返すような話で申しわけないですけども、でも、そこもちょっとケアの中に入れて、そして報酬も、責任感ということを盛んにおっしゃっていますから、この責任は莫大な、5万人と100万人近いのでは全然違いますので、その辺を、報酬審議員がかかわる問題と違うと言えばそれまでですけども、でも、報酬というのは、議員も含めて、どこまでの人たちのケアをするために、どういう活動をしているのか、その辺が私、非常にプリミティブな質問なんですけれども、ちょっと伺った上で、次のあれができればと思っています。

その関連の。

いいですか。まとまったお答えにならないかもしれませんが、まず、事実関係として、現状、5月1日現在で千代田区に住民登録をされているいわゆる住民人口が5万7,000人、これに対して、直近の国勢調査における千代田区のいわゆる就業人口、働いている方、通っている方が82万人、一時期100万人と言っていましたけれども、大分減ってきて82万人。この差が約14倍から15倍あります。こういう自治体というのは、多分世界中どこにもない、非常に特殊な自治体です。

そのことに関しては、千代田区長もそうですし区議会もそうですが、これは非常に特殊な自治体であって、ほかの基礎自治体と言われている市町村とは違って、私たちは、常に千代田区の区長も、千代田区の議会も、住民だけを見ていたのでは区政はなり行かないという認識を非常に強く持っております。その点をまず1つ申し上げます。

それから、先ほどの収入のお話、千代田区としての収入のお話がありましたけれども、住民からいただく税金はもちろんありますけれども、あと、働いている人に見合ったものもいただいているのではないかという意味で言うと、地方自治体がもらう地方交付税の消費税の交付金というものがございまして、これについては一定程度、今回、消費税の増税の部分については定住している人口の割合で振られていますけれども、それ以外は、従来の5%に見合う部分については、就業人口に見合ったものをいただいておりますので、それなりの収入になっています。千代田区全体の歳入の中における地方消費税交付金の割合は2割ぐらいいかな、2割まで行かない、でも80億円ぐらい地方消費税交付金というものをいただいているということはありません。

一方で、千代田区のこの地域にいらっしゃる企業から上がってくるいわゆる収入というものが、千代田区に東京都を通じて1回戻ってくるんですけども、どれぐらい戻ってきているかという、2割も戻っていないという実態があるので、千代田区としては、その辺は、税収の構造で言うとちょっと不満を持っていますよということを行っています、これが1つの事実です。

それから、昼間の方に対して何も考えていないのではということに対

	<p>して言うと、ちょっとここは反論になりますけれども、災害に関しても、災害が起きたときの対応という意味で言うと、いち早く、東京都などが始めるよりも前に、区議会の御指摘もあり区長の考えもあって、ここで何か起きたときに、就業されている方、就学されている方、また通過されている方含めて、大きな混乱が起きるだろうからということで、いわゆるそういう、「帰宅困難者」という言い方をしていますけれども、そういう方たちの対応をどうするかということに対しては、非常に力を入れてここ10年以上やらせていただいていますし、また、3.11以降は、とどまっていたく、会社にはまずとどまってくださいねと全国的になりましたけれども、そのほかに、そうは言っても、とどまるどころすらない方たちのために場所を確保する努力、それから確保したところでとどまっていたく方に必要な食料の備蓄の支援等をしてきております。そういう意味で言うと、区議会も区長も、非常に昼間区民というか、5万7,000人のほかの方たちに対するケアというものを物すごく考えながら区政を運営しているのが実態でございます。</p> <p>ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、そういう意味で言うと。</p>
塚本委員	<p>ですから、おっしゃることは、昼間人口をもし住民と見るならば90万人ぐらいですね。その90万人の人口に対する予算が、その90万人の人口に見合った予算を区が確保できていなくて、しかも、その分が2割ぐらいということで、収入が非常に少ないと。帰宅困難者というくくりでござらんになったときに、避難場所をいろいろ確保なさったりしていると今伺ったので、大変いいことだと思いますけれども、区長の責任の重さということで考えた場合、これがこれから何を対象に責任とか、非常に特殊な例としてこの区があるならば、余りほかの区と比べてやっても意味はないと私は思うくらい、かなり大変なことになっている。特に、皇居を抱えているところで、あそこが避難場所にならないわけですから、そうすると、そういうことも含めて、例えば公園なり何なりを活用するとかいろいろ、さまざまな工夫をしていらっしゃると思いますけれども、やはり90万人なり何なりの人口を抱えた区として区長を見てあげないといけないのではないかと思います。</p>
武藤会長	<p>それは23区の比較の中で、区長の、今は23区の中ではかなり上のほうなのですけれども、もう23区の中ではトップにつけるべきだという御意見ということになりますか。</p>
塚本委員	<p>1つの区の範囲の中で住人という考え方を6万人と見るか90万人と見るか、ここで責任の所在というか重さというものをどう考えて報酬を考えて差し上げるべきなのか、適正をどこに持っていけばいいのかと、余り理論的ではないのですけれども。</p>
武藤会長	<p>わかりました。何かそれを考える具体的な、そのことをどういうふう に報酬に反映させるかというお考えが、どういうふう結びつけばいいのかということがおわかりになったら、また教えていただきたいと思 います。</p>
塚本委員 武藤会長 塚本委員	<p>それは、私の考えというより区の。 区としては、これまでも結構やっているのです。 区のほうから提案して、これくらいがいいのではないかと決めるわけにはなかなかいかないと。</p>
武藤会長	<p>それは、区の事務局案として出すのは難しいのではないかと思いますけれども。</p>
塚本委員 武藤会長 塚本委員	<p>区として、東京都からどのくらい分捕れるかですね。 それも都区財調の話なので、区長の。 この場の審議のことではないのですけれども、でも、そこまで考えて</p>

<p>武藤会長</p>	<p>いかないと、予算の中でというとな非常ににお気の毒のような気がいたします。</p>
<p>山本委員</p>	<p>はい、わかりました。 どうぞ、山本委員。 今言われていることはよくわかるのですが、1つの目安になるものの資料が、この一覧表を見ていると出ていないのですね。ということはどういうことかと言ったら、区长、副区长、それから昔で言う会計、教育長、議長、副議長、それから各議員の報酬一覧表というものは</p>
<p>武藤会長 山本委員 武藤会長 山本委員 武藤会長 山本委員 武藤会長 山本委員 武藤会長 中村委員</p>	<p>ないのですね。 一覧表というか、それぞれの。 年収ですよ。どこに出ているの。 年収は、一部ですが。 いや、新しい委員さんがふえてくるとね。 これまでの資料が全部整理されているのです。 それがあるの。 そこに1冊予備がありますから、それをごらんいただければと。 これがそうなの。それに一覧表が載っているわけね。 載っています。一番最初に。 進め方で1つ、それでよろしければということなのですが、今、お話を伺いますと、秋口に何か方向性をというお話をいただいていますと、1週間に1遍会議というわけにもいきませんですから、現状把握をするということでもかなり大変だと思います。私、加えさせていただきまして、従来の議事録を読みますと、議会のことがなかなか把握できないということで、報告させていただいているのですが、それでもごく一部でありまして、全体がどこまで見えるかというのはわかりませんが、もしよろしければ、次回まで間に合うか次々回になりますかわかりませんが、議会の、大体こんな感じで活動しているとか、報酬はこんなのだということを含めて、あるいは政務調査費のことも、考え方としてこんな方法があるねとかという幾つか事例みたいなものを箇条書きにさせていただいて、御提案申し上げ、もちろん勝手には出しませんが、事務局、会長に事前に御相談させていただいた上でこの場に提供させていただければ、効率よくなるかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>委員の皆さん、いかがでしょうか。ぜひともお願いしたいと私も思います。できましたら次回がいいかと思うのですが。それと同時に、教育長について、先ほど申し上げたような資料をつくっていただくということでしょうか。</p>
<p>政策経営部長 武藤会長</p>	<p>事務局のほうで資料は用意しますので。 では、ぜひともそれはお願いしたいと思います。 ほかはいかがでしょうか。進め方について。 堀口委員は今回からということなので、これまでの流れも、膨大な資料なものですから見るだけでも大変なので、かいつまんで事務局に説明をしていただくのがいいかと思うのですが、今年中にまとめる方向で私も行きたいと思っておりますので、それに関連する、これまでの経験を踏まえた御意見を、もちろん箇条書きで結構ですので、幾つか考えておいていただければと思います。</p>
<p>堀口委員 武藤会長 堀口委員</p>	<p>何かすごく大変なお仕事を引き受けてしまったな。 申しわけありません。 本来は、産婦人科の医者ですから、そういうことならいいけれども、全く違う、そういう目で教育委員会でもいろいろやらせていただいて、私は、やはり教育委員会に女性が、私は1人だけでも、後2人になって、そういう目でやったださっているのは、私はとても区長を尊敬し</p>

<p>武藤会長</p>	<p>たのですけれどもね。それも一部のあれですが、確かに何なのだろうと思うことはたくさん、どの場面、教育委員会だけでなくもいろいろあります。いろいろまた教えていただきたいと思います。</p>
<p>上村委員</p>	<p>はい。こちらこそ、よろしく願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか、ほかの委員の皆様は。どうぞ、上村委員。</p> <p>きょう資料10で、今までの審議の内容と資料一覧をつくっていただいでいて、今までの議論というのは、何となく、どういう活動をしていらっしゃるのか、非常に把握しにくいというジレンマがありました。きょうは、リアルな中村委員のお話を伺って、こういうものが大体把握できるのであれば、今度は、今年中にあの数字を決めていくのに、納得して決めていくことができるのではないかとこの感覚がございますので、次回、お話を伺わせていただいで、今年中に取りまとめるということが可能になっていくのではないかと期待したいと思ひます。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>以上です。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ほかはいかがでしょう。</p> <p>特になければ、本日の審議はこれで終了させていただいで、次回の日程について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>山本委員</p> <p>中村委員</p>	<p>先ほど、私ども事務局からは、できましたならば秋口にというようなことを、勝手なことを申し上げておいて、現実的なところで大変恐縮なのですけれども、今の御議論をいただきまして、中村委員あるいは堀口委員からもコメントをいただくというようなお時間も、あと、一番は、私ども事務局の準備をさせていただく時間も勘案させていただけるならば、7月中旬ぐらいに次回を調整させていただければと思ひますが、いかがでございましょうか。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>それだと夏。</p> <p>あとどの程度の議論が必要かという材料にもよると思ひますが、7月ですと、次が9月、あと2回ということになります、答申書をつくと、もうあと事実上1回しかないということになります。</p>
<p>中村委員</p>	<p>答申は、ある意味、最終的には、報酬ですから、条例の改正を考えて多分発言したのだと思ひますけれども、秋口ぐらいに、いわゆる最初の定め方、こういう考え方がいいよねというものが出てくれば、あとは、金額はまた事務的な作業が必要になるので、その先また1月、2月あるかなとは思ひているので、考え方が秋口にわかればと。それで、私ども事務局の勝手ですけれども、それで今年度内に条例、区職員の条例の改正というのが、例年、年末になるのです。10月半ばぐらいに、いわゆる人事委員会勧告というものが出されて、その後、労使交渉があり、妥結して、最終的に12月の議会に条例を出すというパターンが多かったものですから、そのときに間に合えば一番いいかなとは、あわせて特別職の報酬も出せばいいのかなというものは、ある意味、これは事務局の都合なのですけれども、そういう意味で、先ほど総務課長が秋口に答申がいただければというお話をしたということです。</p> <p>ですから、それが必ずというわけではないのと、あとは、きょうの御議論を伺っていて、こちらが用意すべき資料もそれなりのボリュームがあるかなということを見ると、今、総務課長から、次回はちょっとお時間をいただいで7月ぐらいかなという話だったのですが、そこは私ども頑張らせていただいで、急いでやるというのもできなくはないかと思ひています。</p>
<p>中村委員</p>	<p>そういう形式的な審議会にするということであれば、それが可能かと思ひます。従来、以前の審議会のような。ただ、報酬なりの決め方といひますかつくりの問題ですと、これは、お互いに共通認識にしなければなりません。しかも、行政側の特別職と議会とありますから、内容はある程度理解した上で、この審議会で結論を出す以上、俺は議会だ</p>

	<p>けでいいよ、私は行政だけでいいよというわけにはいきませんので、その時間ということを見ると、複数回のやりとりが必要なのだと思います。</p>
<p>総務課長</p>	<p>今の日程からすると、どう考えたって、決め方についても秋口には間に合いませんね。2回ぐらいしかやれないわけだから。そういう日程で大丈夫だと事務局は踏んでいると。自信があると。</p>
<p>中村委員</p>	<p>なかなかやはり、今、政策経営部長が申し上げたとおりに、確かにそういうことから逆算いたしますと、秋口と私が申し上げたこと自体が、なかなか難しいのかもしれないです。</p>
<p>総務課長 山本委員 政策経営部長</p>	<p>そうなると、最初の提案が全然違ってしまう。全部作り直しの話になる。ちょっと会長と相談してください。</p>
<p>山本委員 総務課長</p>	<p>わかりました。 委員長に一任しますよ。それで事務局のほうも。 ただ、皆さんの御都合、御日程の関係があるので、いつもこの終わりの段階でいつごろと決めていたかという認識もあります。</p>
<p>中村委員</p>	<p>いいですよ、会長一任、事務局一任で。 わかりました。ありがとうございます。できる限り前倒しをさせていただいて、皆様の御都合がありますけれども、はい。</p>
<p>中村委員</p>	<p>ただ、会長、この手のものは、時間がないからもうはしょってしまおうということになると、いい結論は出ない。早目にやっておいて、それで、あと余裕があるほうがまだいいわけです。そこの日程について、何回か複数回やる必要があるのだらうと思いますけれども、断定しないで、今回は会長と御相談いただいて調整を図っていただくしかないのではないのでしょうか。</p>
<p>総務課長 武藤会長</p>	<p>わかりました。では、また会長と御相談させていただいて、できるだけ御審議いただく回数を確保したいと。 わかりました。</p>
	<p>それでは、日程については、私と事務局で相談した上で、皆さんにまた再度問いかけるということにしたいと思います。 それでは、次回についてはそのようにさせていただくことにして、本日はこれで終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">— 了 —</p>